

様式第二十六（第六十一条第一項関係）

汚染土壌の区域外搬出届出書		年 月 日
都道府県知事 (市長)	殿	氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあつては、その代表者の氏名
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		
汚染土壌の体積		
汚染土壌の運搬の方法		
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称		
汚染土壌の搬出の着手予定日		
汚染土壌の搬出の完了予定日		
汚染土壌の運搬の完了予定日		
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先		
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限り。）		
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限り。）		
汚染土壌を処理する場合		
要措置区域等の所在地		
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称		
汚染土壌を処理する施設の所在地		
処理の完了予定日		
汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合		
自然由来等形質変更時要届出区域の所在地		
土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地		
土地の形質の変更の完了予定日		
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合		
要措置区域等の所在地		
土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地		
土地の形質の変更の完了予定日		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第十六（第六十一条第一項関係）

汚染土壌の区域外搬出届出書		年 月 日
都道府県知事 (市長)	殿	氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあつては、その代表者の氏名
土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。		
要措置区域等の所在地		
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		
汚染土壌の体積		
汚染土壌の運搬の方法		
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称		
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称		
汚染土壌を処理する施設の所在地		
汚染土壌の搬出の着手予定日		
汚染土壌の搬出完了予定日		
汚染土壌の運搬完了予定日		
汚染土壌の処理完了予定日		
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先		
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限り。）		
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限り。）		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第二十七 (第六十三条第一項関係)

(様式略)

様式第十七 (第六十三条第一項関係)

(様式略)

様式第二十八（第六十四条第一項関係）

非常災害時における汚染土壤の区域外搬出届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第16条第3項の規定により、要措置区域等から搬出した汚染土壤について、次のとおり届け出ます。

汚染土壤の特定有害物質による汚染状態	
汚染土壤の体積	
汚染土壤の搬出先	
汚染土壤の搬出の着手日	
搬出先から再度搬出を行う場合にあっては、当該搬出の搬出着手予定日	
汚染土壤の運搬の方法	
汚染土壤の運搬する者の氏名又は名称	
汚染土壤の運搬の完了予定日	
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限り。）	
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限り。）	
汚染土壤を処理する場合	
要措置区域等の所在地	
汚染土壤を処理する施設の所在地	
汚染土壤を処理する者の氏名又は名称	
汚染土壤の処理の完了予定日	
汚染土壤を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
自然由来等形質変更時届出区域の所在地	
搬出先の自然由来等形質変更時届出区域の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	
汚染土壤を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
要措置区域等の所在地	
搬出先の要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第十八（第六十四条第一項関係）

非常災害時における汚染土壤の区域外搬出届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第16条第3項の規定により、要措置区域等から搬出した汚染土壤について、次のとおり届け出ます。

要措置区域等の所在地	
汚染土壤の特定有害物質による汚染状態	
汚染土壤の体積	
汚染土壤の搬出先	
汚染土壤の搬出の着手日	
搬出先から再度搬出を行う場合にあっては、当該搬出の搬出着手予定日	
汚染土壤の運搬の方法	
汚染土壤の運搬する者の氏名又は名称	
汚染土壤を処理する者の氏名又は名称	
汚染土壤を処理する施設の所在地	
汚染土壤の運搬完了予定日	
汚染土壤の処理完了予定日	
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限り。）	
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限り。）	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に改正法による改正前の土壤汚染対策法第三条第一項の有害物質使用特定施設の廃止をした者、第四条第二項の届出をした者、第四条第三項若しくは第五条第一項の命令を受けた者又は第十四条第一項の申請をした者に係るこの省令による改正前の土壤汚染対策法施行規則第一条から第十五条までの規定の適用については、なお従前の例による。

3 この省令による改正後の土壤汚染対策法施行規則（次項において「新規則」という。）第二十二條ただし書の規定は、平成三十一年四月一日から起算して三十日を経過する日以後の土地の形質の変更（法第四条第一項に規定する土地の形質の変更をいう。次項において同じ。）に着手する者に

ついて適用する。

4 新規則第四十八条、第四十九条、第五十条及び第五十三条の規定は、平成三十一年四月一日から起算して十四日を経過する日以後の土地の形質の変更に着手する者について適用する。